



わかじかに

12月25日号

No.29

昭和45年

毎月 10日・25日発行

発行所 新潟県西蒲原郡西川町役場

印刷所 北洋印刷株式会社

老人いこいの家

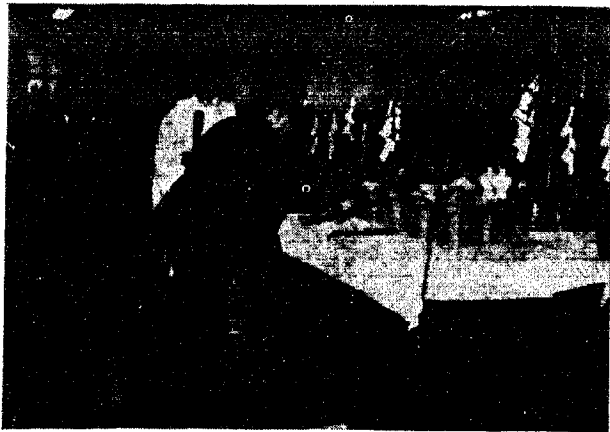
分館隣に建設 開所は来年五月

近年、老人人口の急激な増加は、大きな社会問題となっており、これら年々多くなっている老人問題として、社会的環境の著しい変動が最近いわれています。また私的扶養の減退ということがこれらによる老人の三悪と目される孤独・貧困・疾病という問題があります。これは、単に老人だけの問題としてでなく、若い人達の老後の生活計画にもつながる問題であります。このような状況に対応し

て本年度において一連の老人福祉対策を重点として推進してきておりますが、今回次のとおり、逐年増加する老人の福祉を増進するため、老人の福祉を増進するための、老人の教養の向上、保健、慰楽の場として、老人いこいの家の建設が決まりました。

西川町老人いこいの家
設計画概要
一、老人いこいの家の名称及び設置場所
名称 西川町老人いこいの家
(公算の予定)
場所 西川町大字川

- △写真は、地鎮祭でたまたへし奉典を行なう町長
- 四 專業実施設等
この事業は本年度を初
- 一、管理及び運営
管理及び運営については目下検討中で決定次第お知らせする予定です。
- 二、施設規模及び構造
敷地面積 四、五五八平方メートル
木造スレー
ト瓦交葺二階建 一階三〇〇、六四五平方メートル
一階八、〇〇平方メートル

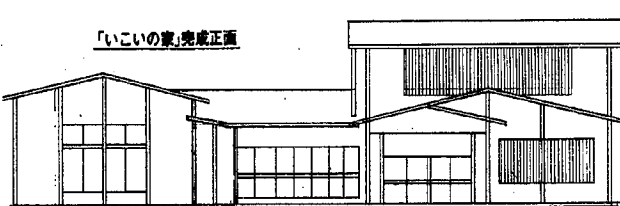


役場の窓口

年末は30日まで
新年は4日から

十二月三十一日(木)	休み
一月一日(金)	休み
二月一日(土)	休み
三月一日(日)	休み
四月(月)	仕事始め

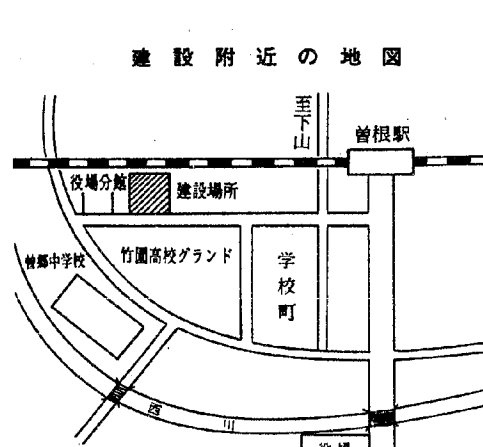
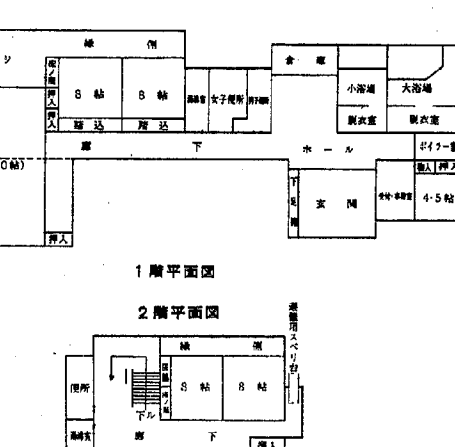
年末、年始の役場事務は次のとおり行ないます。
十二月二十九日(火) 三十一日(水) 任職課、収入役室の窓口事務のみ平常どおり



年度(專業予算一五〇〇万円)として二ヶ年に行われ継続実施されます。
工事調査者 一巻町 渡辺組
工事期間 自、昭和四十五年十二月十五日
至、昭和四十六年三月三十一日
なお、二期工事を業者施行し概ね五月開所

年末年始のゴミ収集

年末、年始のゴミ収集は次のようにさせていただきますので、ご協力ください。
十二月三十日までは平常どおり
三十一日午前中のみ
一月一日・二日・三日休み
四日から平常どおり



今月の健康メモ

脳卒中の発作が起つた
 発作的にめまい、頭痛、口のむね、手足のしびれが起つたらとえ弱くても脳卒中の疑いがありますので安静にしてそれらの症状が回復するまで待たなくてはなりません。なかなか治らない場合は、だんだんとくくなる場合は、たまたまに医師の診察は、たまたまに医師の診察をうけその指示に従つて下さい。

脳卒中の発作が起り意識がなくなつた場合は医師の往診を受けることが必要ですが、その際なるべく倒れた所から動かさないようにします。

倒所などで倒れ、寝直さず、遠く場合でも頭を動かさないようにします。部屋は暖かくし頭や顔を冷したり温めたりするのは好ましくありません。意識のない患者には、絶対食物や飲物を与えないで下さい。

病院に入院するのは倒れてから三日後くらいから

わたしの作品

會根小学校
 六年一組 小林正元



大へんしっかした表現です。対象をリアルにみつめていて細かいところまで気をくばって描かれています。残念なのは、版画のため「ねこ」がうまく表現できませんでした。

担任 笹川トシ

でその場合医師の指示に従つて下さい。

狭心症の発作が起きたら前胸部が痛んだり、しめつけられるような感じがしたら循環器科に診察を受けたいです。発作の時に安静にしましょう。発作の間が長くなかなか治らない場合は心筋梗塞の疑いがありますから直ちに医師の診察をうけるようにしましょう。

強い発作でもなるべく早く医師に相談し心電図検査を受けましょう。狭心症ではあることがはつきりしたらニトロゲリセリン舌下錠を常備薬として携帯し発作が起つたら直ちに二錠舌下に含ませます。一度に二錠以上含むと急に血圧が下り危険なことがありますので注意して下さい。



産業育成資金申し込み

一月五日から

四十五年度第五回地方産業育成資金申し込みは次のとおりです。

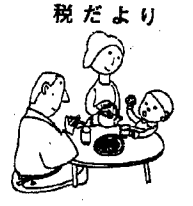
(一)申し込み期間 一月五日から一月十八日迄

(二)申し込み場所 西川町役場産業課

(三)貸付金限度額 一企業に対して五十万円以内

(四)貸付期間 四ヶ月以内

(五)貸出利率 日歩二銭二厘



税だより

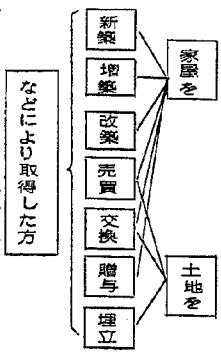
不動産取得税
 寄金が土地や家屋を買ったとき、あるいは家屋を新築するなどは不動産を自分のものとされたときは、不動産取得税(県)納める税金を県財務事務所(納めていた)は、この不動産取得税は、皆さんが町に納める固定資産税とちがつて、不動産を取得されたときに限り一回だけ納めていただく税金です。

この税金を納めなければならぬ方は不動産の取得者です。

家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいい、土地とは、甲、畑、宅地のその他一切の土地をいいます。

不動産の取得とは、その不動産の所有権を現実に取得することとをいいます。不動産を取得した場合、一般に登記が行われますが、不動産取得税の課税にあつては、登記の有無は問いません。また、登記した場合は登記原因のいかん、代金を支払っているかないの別なども問いません。

不動産取得税の課税の基準となる額は、取得した時の不動産の価格で、家屋を新・増築した場合や、宅地化した地帯の農地等を買入れた場合などは、県が固定資産評価基準によつて評価し決定します。前回の



指定期間外の申し込みおよび、保証人印のないものは、貸付の対象といたしません。

役場の支払日
 来月から毎月十五日に

今年六月から役場の支払いは毎月六日、十五日、二十五日の三回として、毎月十五日(この日が土曜、日曜、祭日の場合はその翌日)の一回に変更させていただきます。

口座振替申込書を出している方には、この日に金融機関へお申し込みください。

口座振替の申込みのない方は案内がなくても、この日に収入役室の窓口へおいでください。

定資産課税台帳に価格が登録されている場合は原則としてその価格によりますが、その価格によるのが適当でない場合は、固定資産評価基準によつて県が評価し決定します。

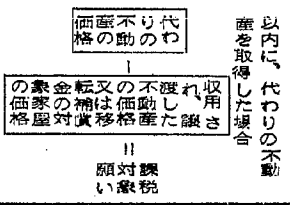
住宅を建築した場合など、特別の控除があります。

一、住宅を建築した場合
 一五〇万円
 現在の住宅事情を考慮し、税の負担を軽くして住宅の産業を促進させるためです。この控除は、建築住宅の購入の場合も含まれます。また、アパートのように建つてに独立している共同住宅の場合にはその意にとこの控除の適用があります。なお、建築した家屋に住宅部分とそれ以外の部分がある場合には、住宅部分についてこの控除の適用があります。

二、公共事業のために不動産を利用され、譲渡した方が、取用または譲渡契約の日から二年

商工会珠算検定合格者発表

- 第二十六回商工会珠算検定試験は、十一月十五日全県一斉に実施されました。西川町町民試験会場では次の皆さんが合格しました。合格された皆さんには、合格証書が交付されます。
- 三級 山下政敏、丸山康市、安部徳子、横田清子、吉川政江、渡辺登美子、佐藤裕司、中村礼子、加藤百合子、杉山佳正、藤原泉井、光香、寺尾康子、田中とよ子、四級 安藤真子、八百板明子、高橋良子、田沢敏亮
- 五級 高橋昭浩、高橋浩、斎藤良雄、朝倉智恵、六級 小林由美子、石黒一徳、渡辺栄一、相馬利幸、七級 神田美恵子、高橋裕子、相田裕子、石山ひろみ、小林正則、笹川一男、小林光子、早川ゆきえ、大黒美津子、水野京美、八級 池田陽子、大黒菜津子、伊藤麻華



税率は百分の三です。

課税対象額 × 30 / 100 = 課税額

課税対象額は、一定額に満たない場合は課税されません。

土地、売買、交換、贈与など五万円未満、家屋(二戸につき)で新築、増築、改築など一五万円未満、売買、交換、贈与などは八万円未満でこの額に達しない不動産取得については、課税されません。